住居表示实施

平成25年10月1日から

あなたの住所の 表示が変わります

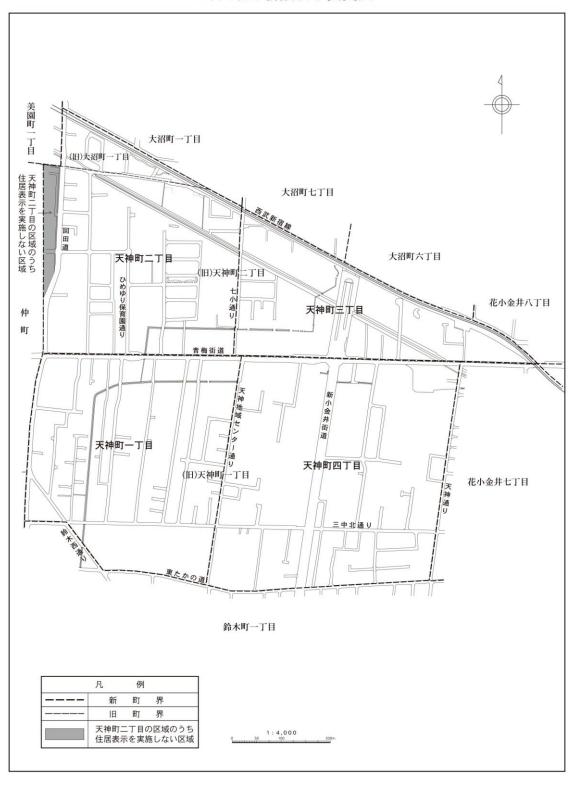
~分かりやすい住所、まちづくりのために~

小平市市民生活部市民課

平成25年9月

	目 次
第 1	はじめに・・・・・・・・・・・・・1
第 2	皆様にお届けしたもの・・・・・・・・・・・1
第 3	住居表示制度について・・・・・・・・・・・2
第 4	新しい住所の表し方・・・・・・・・・・3
第 5	住民票などの住所表示の変更・・・・・・・・・4
第 6	本籍表示の変更・・・・・・・・・・・・・4
第 7	保険証・医療証等の切替について・・・・・・・・4
第 8	不動産登記所在地の変更・・・・・・・・・ 5
第 9	自己居住以外の所有物件(建物)の新住所・・・・・・5
第10	パスポートの住所変更について ・・・・・・・・5
第11	障害者手帳等の住所変更について ・・・・・・・・6
第12	犬の登録 ・・・・・・・・・・・・・・・6
第13	住所変更手続きが必要なもの ・・・・・・・・・6
第14	関係機関への住所変更の情報提供について ・・・・・12
第15	建物を新築するときは届出を ・・・・・・・・13
第16	疑問にお答えします・・・・・・・・・・ 13
第17	おわりに・・・・・・・・・・・15
住居	表示実施証明書申請書 ・・・・・・・・・・・16
チェ	ックリスト・・・・・・・・・・・・・・・18

町区域の新設及び変更図



第1 は じ め に

日頃より市政に対しご協力いただき、ありがとうございます。

この度、皆様がお住まいの住所を、規則正しい合理的な住所にするため、西 武新宿線南側の大沼町一丁目及び天神町一・二丁目(回田道の西側を除く)の 住所の表し方を、「住居表示に関する法律」に基づいて、平成25年10月1日 から新しい住居表示に変更することになりました。

このことに伴い、皆様の住居や事務所、事業所などの所在地の表示が、すでにお届けしました、「住居表示街区符号 住居番号付定通知書」及び「住居表示実施証明書」のように変わりますので、10月1日以降は、必ず新しい住所をお使いくださいますようお願いいたします。

今後も、小平市の住環境整備のため、皆様のご協力をお願いいたします。

第2 皆様にお届けしたもの

1 「あなたの住所の表示が変わります」

今、お読みになっているこの冊子には、新しい住居表示に関することや、 それに伴って手続きをしていただくことなどが記載されておりますのでお 役立てください。

2 住居表示実施証明書

皆様の住所変更に必要な証明書です。この証明書を住所変更の際の証拠書類として提示または提出してください。

証明書の枚数が不足する場合は、この冊子16ページの住居表示実施証明書申請書に必要事項をご記入のうえ、市民課・東部出張所・西部出張所の窓口にお持ちいただければ証明いたします。手数料は無料です。郵送で請求する場合は、返信用封筒(切手貼付)を同封のうえ、市民課窓口係までお送りください(複数枚必要な場合は、申請書に明記してください。)。

(送付先) 〒187-8701 (住所記入不要) 小平市役所市民課窓口係

3 住居表示新旧対照案内図

住居表示実施後の区域、街区、住居番号のほか、今までお使いいただいていた番地を記入した図面です。

4 通知用はがき

親類や知人、取引先などに住所が変わったことをお知らせするために、郵便局から配られたものです。郵送料は無料ですので、ご記入のうえ<u>切手を貼</u>らずに、まとめて封筒に入れて(または輪ゴムで止めて)ポストに投函して

ください。

さらに多く必要な場合は、市民課または東部・西部出張所、動く市役所でお渡しします。

第3 住居表示制度について

住居表示制度は、今まで不動産登記の土地の番号である「地番」を使って「○○番地の○○」として表してきた住所を、この地番とはまったく別の独立させた「街区」「住居番号」を使って、整然と分かりやすくするものです。

それでは、住居表示制度についてご説明いたします。

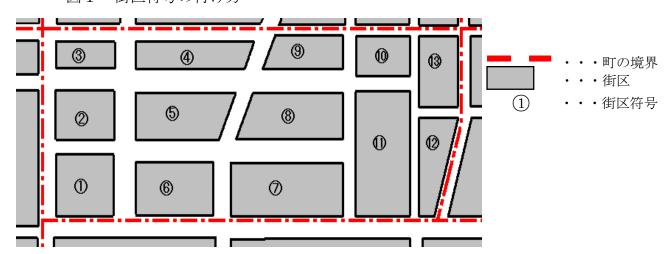
1 町の新設(変更)

新しい住居表示を実施する際、町境が道路や鉄道、河川などで区切られていない場合や、町の規模が大きすぎて住所を探しにくい場合などには、町の新設(変更)を行うこととされています。

2 街区と街区符号(図1参照)

町の区域が決まると、次にその町の中を、道路などでいくつかのブロック (街区)に分割します。街区には、一定の基準にしたがって、順序よく番号 を付けます。これを街区符号といいます。

図1 街区符号の付け方



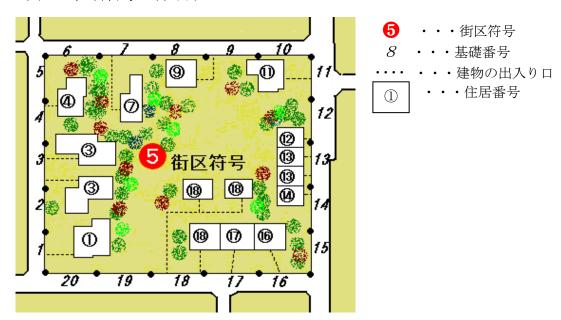
3 住居番号(図2参照)

次に各街区の周囲をおおむね10メートルの間隔で区切り、右回りに道路 など街区の境界に沿って、番号を振ります。この番号を「基礎番号」といいま す。

そして、各建物の出入口・門が接するところの基礎番号が、その建物の「住居番号」となります。

団地や中高層住宅の場合は基礎番号(棟番号)と部屋番号を使って住居番号とします。

図2 住居番号の付け方



第4 新しい住所の表し方

住居表示が実施されますと、住所の表し方が「町名」と「地番」という組み合わせの表記から、「町名」、「街区符号」、「住居番号」で表すことになります。 一戸建の建物と中高層の建物の例をご紹介します。

(例1) 一戸建の建物の場合

実施前:小平市 天神町〇丁目 〇〇〇番地の〇〇

実施後:小平市 天神町一丁目 1番 1号

町名 街区符号 住居番号

(例2) 中高層建物の場合(3階建て以上の集合住宅)

実施前:小平市天神町〇丁目 〇〇〇番地の〇〇 △△マンション101号

実施後:小平市 天神町一丁目 1番 1-101号

町名 街区符号 住居番号

◎郵便番号は以下のとおりとなります。

〒187-0004

(旧大沼町一丁目の方のみ変更となります。旧天神町一、二丁目の方は変更ありません。)

第5 住民票などの住所表示の変更

住民票、印鑑登録など、市役所で管理している住所情報は、10月1日に一 斉に切り替わります。特に変更の手続きは必要ありません。

第6 本籍表示の変更

本籍地を今回の住居表示実施区域に置いている方のうち、町名変更された方(<u>○○町一丁目</u>までが町名です。)については、町名部分のみ変更になります。 (変更のある方には、10月上旬に個別にお知らせします。※変更のない方へのお知らせはありません。)

地番(○○番地○○)部分は変更ありません。

新しい住居表示を使用した本籍表示に変更をご希望される場合は、「転籍届」という届出が必要になります。詳しくは市民課まで、お問合せください。

第7 保険証・医療証等の切替について

市役所等で発行する保険証、医療証等のうち、以下のものについては、住居表示実施後、新しい住所を記載したものをお送りします(原則手続き不要です。)。 「6 東京都医療券」の難病医療費助成制度、大気汚染医療費助成制度、小児慢性疾患医療費助成制度については変更届が必要です(9 月にご案内を発送します。)。

- 1 国民健康保険関係
- 国民健康保険被保険者証
- · 国民健康保険高齢受給者証
- 国民健康保険特定疾病療養受療証
- · 国民健康保険限度額適用認定証
- 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証
- 国民健康保險被保險者資格証明書
 - ▶保険年金課 042-346-9529
- 2 後期高齢者医療関係
- 後期高齢者医療被保険者証
- · 後期高齢者医療限度額適用 · 標準負担額減額認定証
- 後期高齢者医療特定疾病療養受療証
 - ▶保険年金課後期高齢者医療係 042-346-9538
- 3 介護保険関係
- 介護保険被保険者証
- 介護保険負担限度額認定証
- ・生活困難者等に対する利用者負担額軽減確認証
- 介護保険資格者証
 - ▶介護福祉課 042-346-9510

4 子ども関係

- ・乳幼児医療費助成制度医療証(住所はご自身で書き換えてください。)
- ・義務教育就学児医療費助成制度医療証(住所はご自身で書き換えてください。)
- ・ひとり親家庭医療費助成制度医療証(住所はご自身で書き換えてください。)
- · 児童扶養手当証書
 - ▶児童課 042-346-9544

5 障がい者(児)関係

- ・心身障害者医療費助成制度医療証(通称(障)マル障)
- · 自立支援医療受給者証(更生医療)
- ・障害福祉サービス受給者証(障害者総合支援法に基づくサービス)
- ・ 通所受給者証 (児童福祉法に基づくサービス)
- 小平市個別移動支援費受給者証
 - ▶障害者福祉課 042-346-9542

6 東京都医療券

難病医療費助成制度、大気汚染医療費助成制度、小児慢性疾患医療費助成制度等

※変更届が必要です。9月にご案内を発送します。

▶健康課 042-346-9641

第8 不動産登記所在地の変更

不動産登記は、住居表示実施後も、引き続き地番で表記されますが、本籍地 同様、町名変更のあった方については、町名部分のみ変更になります(自動的 に変更されます。)。

今回の住居表示実施区域内に、お住まい以外の物件をお持ちの場合も、同様 に町名部分が変更になります。

第9 自己居住以外の所有物件(建物)の新住所

物件にお住まいの方や法人の方には新住所のお知らせをしておりますが、物件の賃貸の状況や所有者の方の情報をすべて把握することができないため、所有者の方への通知は行っておりません。

お手数をおかけしますが、該当物件の新住所につきましては、下記までお問い合わせいただきますとともに、証明書が必要な場合は申し付けください。

なお、共同住宅等賃貸物件であることが明らかな建物については、不動産登 記簿により所有者の方を確認のうえお知らせいたしますが、登記簿上のご住所 へのお知らせとなりますので、あらかじめご了承ください。

▶市民課住居表示担当 042-346-9520

第10 パスポートの住所変更について

パスポートの住所欄は「所持人記載欄」ですので、ご自身で訂正してください。

第11 障害者手帳等の住所変更について

※10月1日以降手続きをお願いします。

障害者手帳の住所欄は、健康福祉事務センター、東部・西部出張所、動く 市役所にお越しの際に住所変更しますので、申請してください。

- · 身体障害者手帳
- 愛の手帳
- · 精神障害者保健福祉手帳
- ·自立支援医療受給者証(精神通院)
 - →必要書類等は、障害者手帳、自立支援医療受給者証(精神通院)、印鑑
 - ▶障害者福祉課 042-346-9542

第12 犬の登録

手続き不要です。

第13 住所変更手続きが必要なもの

※10月1日以降手続きをお願いします。

- 1 運転免許証、住民基本台帳カード等
- (1) 運転免許証

小平警察署、都内警察署、運転免許センターにて手続きしてください。 更新が近い方は、更新時にあわせて手続きすることもできます。

- →手数料は無料です。
- →必要書類等は運転免許証、住居表示実施証明書です。
 - ▶小平警察署 042-343-0110
 - ▶府中運転免許試験場 042-362-3591
 - ▶新宿運転免許更新センター 03-3343-2558

本籍地が今回の住居表示実施地区内にある方で、町名が変更になる方(<u>天神町〇丁目</u>までが町名なので、丁目が変わった方および大沼町一丁目の方はすべて)は住所変更とともに、本籍の変更も必要になりますので、10月上旬に別途お届けする「本籍変更通知」を添え、<u>住所</u>と<u>本籍</u>の変更をお願いします。

(2) 運転経歴証明書

小平警察署、都内警察署、運転免許センターにて手続きしてください。

- →手数料は無料です。
- →必要書類等は運転経歴証明書、住居表示実施証明書です。
 - ▶小平警察署 042-343-0110
 - ▶府中運転免許試験場 042-362-3591
 - ▶新宿運転免許更新センター 03-3343-2558

運転経歴証明書の交付年月日が<u>平成24年3月31日以前</u>のものは、再交付と同じ扱いとなるため、以下のものが必要になります。

- ① 写真 $(3 \text{ c m} \times 2.4 \text{ c m})$ 無帽、正面、上三分身、無背景
- ② 手数料 1000 円
- ③ 住居表示実施証明書
- ④ 旧運転経歴証明書(紛失の場合は健康保険証、パスポートなど)
- ※<u>窓口は運転免許試験場のみ</u>となります。
- ▶府中運転免許試験場 042-362-3591
- (3)住民基本台帳カード (顔写真付きのもの) 市役所市民課、東部・西部出張所にて手続きしてください。
- →手数料は無料です。
- →必要書類等は住民基本台帳カード、印鑑です。
- ※顔写真がない住民基本台帳カードの住所変更は不要です。
- ※公的個人認証サービス利用のための電子証明書はそのまま利用できます。
- ※住所変更方法は、カード裏面への新住所記載と IC 情報の更新となります。
- ※カードをお持ちでない方は手続き不要です。
 - ▶小平市役所市民課窓口係 042-346-9804
 - ▶東部出張所 042-467-1211
- (4) 外国人登録証明書・在留カード・特別永住者証明書 市役所市民課、東部・西部出張所にて手続きしてください。
- →手数料は無料です。
- →必要書類等は外国人登録証明書・在留カード・特別永住者証明書です。
 - ▶小平市役所市民課記録係
 042-346-9805
 - ▶東部出張所 042-467-1211
- 2 年金関係
- (1) 国民年金、厚生年金、共済年金受給中の方原則手続き不要です(住民票コードにより住所変更が通知されます。) ※10月1日以降、年金事務所から届く通知に新住所が反映されていない場合は、年金事務所へ問合せください。)。
 - ▶武蔵野年金事務所 0422-56-1411
- (2) 厚生年金、共済年金加入中の方(受給していない方) 勤務先の担当部署<u>へ新住所をお知らせください。</u>
- (3) 国民年金加入中の方(受給していない方) 手続きは不要です。
- (4)企業年金、個人年金 各企業、契約先へお問い合わせください。

3 原爆被爆者の援護関係

市役所高齢者福祉課 (健康福祉事務センター) にて、手続きしてください。 →必要書類は、居住地変更届(高齢者福祉課)、住居表示実施証明書、印鑑等 ※被爆者健康手帳、健康診断受診者証、手当証書、都 医療券等も必要です。 ▶高齢者福祉課 042-346-9537

4 自動車関係

- (1) 自動車、126cc 以上のオートバイ (ご自身で手続きする場合) 車検証 多摩自動車検査登録事務所にて、手続きしてください。
- →必要書類は、申請書、住居表示実施証明書 (決定通知書)、印鑑、車検証 (250 cc~126 ccオートバイの場合は、届出済証、自賠責保険証) ※使用者と所有者が異なる場合は所有者の印鑑も必要です。
- ▶多摩自動車検査登録事務所 050-5540-2033

(2) 軽自動車車検証

軽自動車検査協会多摩支所にて、手続きしてください。

- →必要書類は、申請書、住居表示実施証明書(決定通知書)、印鑑、車検証 ※使用者と所有者が異なる場合は両方の印鑑が必要です。
- ▶軽自動車検査協会多摩支所 042-358-1411 ※手続きを第三者に依頼する場合には、手数料が発生する場合がありますのでご注意ください。

5 金融機関

各金融機関ごとに手続き方法が異なりますので、各店舗、ホームページの ほか、以下をご参照のうえ手続きしてください。

金融機関名	手続き方法	電話番号
ゆうちょ銀行	◎窓口	ゆうちょ銀行小平
	通帳、証書、お届け印、住居表示実施証明書、	店
	本人確認書類などをお持ちのうえ手続きし	042-341-0733
	てください。	
みずほ銀行	◎郵送	みずほインフォメ
	①店頭や ATM コーナーに備え付けの手続き	ーションダイヤル
	用紙にてご郵送ください。	0120-3242-86
	②インターネットから変更内容を入力し、届	(042-311-9210)
	出用紙を郵送してください。	八坂支店
	◎窓口	042-345-1121
	通帳 届出印、本人確認資料	
三菱東京UFJ銀行	◎電話	三菱東京UFJ銀
	通帳を準備の上、本人がコールセンターへ	行コールセンター
	◎窓口	0120 - 860 - 777
	通帳、届出印	鷹の台出張所 (テレ
	◎郵送	ビ窓口設置有)
	インターネットで届出書類を請求し、書類が	042-345-3511
	届いたら返送します。	

	◎テレビ窓口	
	店舗に設置してあるテレビ窓口で変更でき	
→ II /\	ます。(キャッシュカードが必要です。)	→ 11 /\ 1 . AB /→
三井住友銀行	◎郵送	三井住友銀行
	①インターネット上で申込書を作成・印刷	0120 - 56 - 3143
	し、投函してください。(プリンターのある	花小金井支店
	方)	042-465-3131
	②インターネットで郵送申込書をご請求し、	
	返送してください。	
	◎窓口	
	お近くの支店窓口で手続ができます。	
	通帳、届出印をお持ちください。	
	(口座ごとに異なるご印鑑をお届けの場合	
	は、全てのご印鑑をお持ちください。)	
りそな銀行	◎郵送	りそなコミュニケー
	インターネットの資料請求ページから、郵送	ションダイヤル
	申込書をご請求し、返送してください。	0120-24-3989
	◎電話	りそな銀行
	りそなコミュニケーションダイヤル	花小金井支店
	支店番号・口座番号及びキャッシュカードの	042-467-6611
	暗証番号等を入力いただくことにより電話	小平支店
	でお手続きいただけます。	042-341-2511
	◎窓口	
	お近くの支店窓口で手続ができます。	
	通帳、キャッシュカード、届出印、住居表	
	示実施証明書、本人確認資料をお持ちくださ	
	V,	
東京都民銀行	◎窓口	小平支店
	届出印、本人確認資料、住居表示実施証明書	042-345-4311
東京スター銀行	◎郵送	小平支店
	お電話(0120-81-8689)より必要書類のご請	042-343-0131
	求が行なえます。住所変更届がお手元に到着	0120-81-8689
	後、必要事項を記入のうえ、住居表示実施証	
	明書を返信用封筒に同封し投函してくださ	
	V	
	◎店頭	
	キャッシュカードまたは通帳、届出印、住	
	居表示実施証明書、本人確認資料	
西武信用金庫	◎店頭	花小金井支店
	本人確認書類 通帳・届出印・住居表示実施	042-463-2711
	証明書	小平支店
	○郵送	042-341-5131
	電話にて(0120-346-774 または取引店舗)	
	変更手続き書類を請求、住居表示実施証明書	
	を添付し、返送してください。	
L	<u> </u>	

青梅信用金庫	◎店頭本人確認書類 通帳・届出印・住居表示実施証明書	小平支店 042-345-3411 コールセンター 0120-60-1130
多摩信用金庫	◎取引店舗住居表示実施証明書、本人確認資料、通帳、 届出印	花小金井支店 042-465-2233 小平支店 042-341-3131 学園東支店 042-345-5511 一橋学園支店 042-346-2111
東京厚生信用組合	◎取引店舗 通帳、住居表示実施証明書、本人確認資料、 届出印	小平支店 042-343-0321
東京むさし農業協同組合	◎取引店舗 通帳、住居表示実施証明書、本人確認資料 届出印	花小金井支店 042-463-8822 小平支店 042-341-5111 喜平町支店 042-321-0121 たかの台支店 042-345-1211

6 株券の住所変更 契約している各証券会社で手続きしてください。

証券会社名	手続き方法	電話番号	
野村證券	◎取引店舗	野村コールセンター	
	住所変更届(取引店、コールセンターより送	0120-00-8657	
	付)	田無支店	
	住居表示変更証明書	042-466-1811	
	新住所記載の本人確認書類	国分寺支店	
	で、手続きしてください。	042-328-6011	
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	立川支店	
		042-524-1111	
SMBC日興証券	◎郵送	手続きご案内デスク	
	住所変更用紙(お取引店、手続きご案内デス	0120-125-111 (4#)	
	クより送付)	小金井支店	
	新住所記載の本人確認用書類	042-387-4411	
	届出印	立川支店	
	※オンライントレードでも手続き可能です。	042-524-3511	
大和証券	◎取引店舗	コールセンター	
	住所変更届(電話連絡により送付します。)	0120-01-0101	
	住居表示変更証明書 (コピー可)	国立支店	
	を提出してください。	042-571-0211	
		立川支店	
		042-526-1711	

みずほ証券(株)	◎取引支店または、コールセンター 住所変更届 住居表示変更証明書	みずほ證券コールセ ンター 0120 - 324 - 390 立川支店 042-525-5111 立川営業所
むさし証券 (株)	◎取引店舗へご確認ください。	042-524-1321 プラネットブース国 分寺 042-329-8355 久米川支店
S C J HE J (PIV)	C.M.31/II HIII C. PERRO, C.C.C.C.	042-397-4611
SMBCフレンド 証券 (株)	◎取引店舗へご確認ください。	立川支店 042-528-8811
三菱 UFJ モルガ	◎取引店舗	コールセンター
ン・スタンレー証券	本人確認書類、届出印 ②郵送 住所変更書類(電話連絡により送付しま す。)、本人確認資料を返送してください。	0120-17-3234 立川支店 042-524-9111

7 保険会社関係

各契約先(保険会社、代理店など)に確認のうえ、手続きしてください。

8 携帯電話

(1) NTTドコモ

- ・パソコンから(IDの取得が必要です。)
- ・i モード、sp モードから変更(契約時の 4 ケタの暗証番号が必要です。)
- ・電話で変更 (ドコモからは 151、その他の電話からは 0120-800-000)
- ・ドコモショップ(免許証、保険証などの本人確認資料をお持ちください。)
 - ▶ドコモショップ花小金井店 0120-462-875
 - ▶ドコモショップ小平店 0120-347-729

(2) au

- パソコン、スマートフォンから(サポート ID の取得が必要です。)
- ・ezweb から (登録済みの暗証番号が必要です。)
- ・電話で変更 (au からは 157、その他の電話からは 0077-7-111、または、 0120 977 033)
- ・au ショップ(本人確認書類・au 電話機本体・印鑑 が必要です。)
 - ▶au ショップ小平 042-348-4621
 - ▶au ショップ花小金井 042-451-7104
 - ▶au ショップ小平小川町 042-349-1755

(3) ソフトバンク

- ・パソコン、スマートフォン、携帯から(IDの取得が必要です。)
- ・電話で変更 (SoftBank からは 157、その他の電話からは 0800-919-0157)
- ・ソフトバンクショップ(本人確認書類、住居表示変更証明書等が必要です。)
 - ▶ソフトバンクショップ 小平 042-348-8820
 - ▶ソフトバンクショップ 花小金井 042-451-9530
 - ▶ソフトバンクショップ 小平駅前 042-349-3101
 - ▶ソフトバンクショップ小平小川 042-349-3335

9 インターネットプロバイダー

(1) OCN

- ・電話で変更 (0120-506506)
- ・OCNマイページから (メールアドレスの登録が必要です。)

(2) Yahoo!BB

- ・電話で変更(0800 1111 820、050 1120 1231、03-6688-1970 カスタ マーID をご用意ください。)
- ・web から (Yahoo!JAPAN の ID とパスワードが必要です。)

(3) So-net

- ・ホームページから(契約時のIDとパスワードが必要です。)
- ・書面にて(0120 080 790 から書類を請求してください。)

(4) BIGLOBE

- ・ホームページから(IDとパスワードが必要です。)
- ・ホームページから書面をダウンロード(記入後、郵送またはFAXします。)

(5) @nifty

- ホームページから(IDとパスワードが必要です。)
- ・ホームページから書面をダウンロード(記入後、郵送します。)
- ・電話で書面を請求 0120-32-2210 (@nifty ID が必要です。)

(6) au ひかり

・電話にて問合せ(0120-92-5000)

第14 関係機関への住所変更の情報提供について

(1) 郵便局

新旧対照一覧表、新旧対照図面により情報提供を行いますので、住所変更の届出は不要です。

(2) 警察署、消防署

新旧対照一覧表、新旧対照図面により情報提供を行います。

(3) 東京法務局田無出張所

住居表示実施による登記簿の変更(所在地の変更)は、市から情報提供を行いますので手続きは不要です。

(4) 東京都多摩小平保健所

新旧対照一覧表、新旧対照図面により情報提供を行います。

(5) 東村山税務署

新旧対照一覧表、新旧対照図面により情報提供を行います。

(6) 小平市医師会、小平市歯科医師会、小平市薬剤師会 新旧対照図面により情報提供を行います。

(7) 公共料金関係等

東京ガス、東京電力、NTT、NHK、東京都水道局(水道料金)、 J:COMには、新旧対照一覧表、新旧対照図面により情報提供しま すので、手続き不要です。

(8) 宅配業者

新旧対照図面により情報提供します。

(9) 地図会社

新旧対照図面により情報提供します。

第15 建物を新築するときは届出を

住居表示実施地域で建物を新築したときは新しい「住居番号」が必要になります。

この場合は、市民課まで届出をしてください。ご不明な点があれば、市民 課までご連絡をください。

第16 疑問にお答えします

住居表示について、これまで皆様から多く寄せられた質問の主なものについてお答えいたします。

1 郵便関係について

問(1)郵便番号はどうなりますか?

答 郵便番号は、丁目を除いた町名を基本にして設定されます。新旧住所ともに天神町の方は変更ありませんが、大沼町から天神町に変わった方は、天神町と同じ郵便番号になります。

〒187-0004 (天神町一丁目~四丁目)

- 問(2)郵便局から配られた通知用無料はがきが、もっと必要な場合はど うしたらよいですか?
- 答 市から追加で配布しますので、市役所市民課、東部・西部出張所、 動く市役所へお知らせください。
- 問(3)住居表示実施後に知人が郵便物を実施前の住所を書いて送ってきた場合、郵便物は届きますか?
- 答 郵便局とも連携しておりますので、実施後すぐに旧住所で郵便物が届かなくなるということはありません。しかし、実施後は新住所をお使いいただくようにご協力をお願いいたします。

2 住所・本籍関係

- 問(4)住民票、印鑑登録などの住所はどうなりますか?
- 答 10月1日に自動的に切り替わりますので、特に届出は必要ありません。
- 問(5)住所が変わると本籍はどうなりますか?
- 答 住居表示に伴い、町名(天神町〇丁目、大沼町〇丁目までが町名) が変更になった方は、本籍の町名も変更になります。「〇〇番地〇〇」という地番部分は変更ありません。
- 問(6)本籍が小平市で、住民票が他市にある場合、本籍変更の情報をどのように知ることができますか?
- 答 10月1日以降、郵送でお知らせするとともに、住所地の役所・ 役場にも変更情報を通知します。
- 問(7)本籍が他市で住所が小平にある場合、本籍の市役所に住所変更の 届出をしなければいけませんか?
- 答 小平市役所から他市町村の役所・役場へ変更情報を通知しますの で、個人で届出する必要はありません。
- 問(8)自動車検査証の住所変更を次回の検査時まで引き延ばしていいで すか?
- 答 実際に支障となることはないようですが、なるべくお早めに変更 手続きをお願いします。

3 不動産登記関係

- 問(9)住居表示実施後、土地や建物の登記簿はどうなりますか?
- 答 登記簿の不動産所在地は、市からの連絡に基づいて、登記所が職権で書き換えるので、手続きの必要はありません。

所有者の住所欄については、いずれ変更の登記をする必要がありますが、相続、売買の時などに一緒にしていただければ大丈夫です。

第17 おわりに

市で取付ける「街区符号表示板」や「住居番号表示板」がこわれたり、なくなったりした場合は、お手数をおかけいたしますが市民課までご連絡ください。

住居表示の効果を充分に発揮させるためには、皆様のご協力が不可欠のものとなります。住みよい町にしていくため、皆様のご協力を重ねてお願いいたします。

小平市市民生活部市民課住居表示担当 電話 042-346-9520 (直通) 042-341-1211 (代表)

住居表示実施証明書申請書

氏名、名称または施設の名称			
住 所 居 所 の表示 施設の場所	実施前	小平市	大沼町 <u>丁目</u> 番地 天神町 <u>丁目</u> 番地
	実施後	小平市	天神町 丁目 番 号
住居表示の実施期日		平 成	え 25年10月 1日
住居表示に関する法律第3条第1項及び第2項の規定に基づき、上記のとおり住居表示の変更があったことを証明願います。			
平成年月日			
		申	3請者

上記のとおり相違ないことを証明する。平成年月日

小平市長 小林正則

住所変更チェックリスト

やること	いつまでに	\square
・運転免許証・運転経歴証明書	実施日以降、すみやかに ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
・住民基本台帳カード (<u>顔写真付きのもの</u>) ※持っている方のみ	実施日以降、すみやかに : 	
・勤め先、学校(小平市立の小・ 中学校は不要です。)	実施日以降、すみやかに : : : : : : : : : : : : : : : : : : :	
障害者手帳・受給者証等	実施日以降 	
- 金融機関	実施日以降 銀行 銀行 銀行 銀行 銀行	
• 保険会社	実施日以降 : 保険 : 保険 : 保険 : 保険	
・証券会社(株券をお持ちの方のみ)	実施日以降 : 証券 : 証券	
・携帯電話、インターネットプ ロバイダー等	実施日以降	
・親戚、知人へのお知らせ	実施日以降	
・車検証	実施日以降 	